

令和5・6年度 伊方町入札参加資格申請要領

1. 申請方法

伊方町入札参加電子申請システム（以下「システム」という。）で申請してください。
システムへはインターネットを利用して下記のアドレスにアクセスしてください。

<https://www.nssinsei.jp/ikata-town>

2. 申請資格

申請者は、次の全ての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 消費税及び地方消費税、法人税（個人の場合は所得税）及び都道府県税、伊方町税を滞納していないこと。
- (4) 法令上、許可等を必要とする建設工事や業務等については、当該許可等を受けていること。
- (5) 役員、代理人、支配人その他の使用人が伊方町暴力団排除条例（平成23年伊方町条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していること。

3. 受付期間

- (1) 定時受付 令和5年1月16日（月）から令和5年2月15日（水）

- (2) 随時受付

受付期間	登録及び格付けの始期	備考
令和5年 2月16日から 令和5年 5月31日まで	令和5年 7月 1日	
令和5年 6月 1日から 令和5年 8月31日まで	令和5年10月 1日	
令和5年 9月 1日から 令和5年11月30日まで	令和6年 1月 1日	
令和5年12月 1日から 令和6年 2月29日まで	令和6年 4月 1日	
令和6年 3月 1日から 令和6年 5月31日まで	令和6年 7月 1日	
令和6年 6月 1日から 令和6年 8月31日まで	令和6年10月 1日	
令和6年 9月 1日から 令和6年11月30日まで	令和7年 1月 1日	

4. 有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間

※随時受付の場合は登録及び格付けの始期から令和7年3月31日まで

5. 提出書類

(1) 町内に本店を有する申請者

- ① 建設業許可証明書（写し）
- ② 印鑑証明書（写し）
- ③ 使用印鑑届（指定様式又は任意様式）

※申請書提出日前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

- ④ 納税証明書（申請時点で未納税額がないことを証するもので写し可）

※申請書提出日前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

ア 個人事業者の場合

- ・ 所得税、消費税及び地方消費税
- ・ 愛媛県が課税する全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く）

イ 法人の場合

- ・ 法人税、消費税及び地方消費税
- ・ 愛媛県が課税する全ての県税（地方消費税を除く）

- ⑤ 登記事項証明書（履歴事項証明書）（法人のみ、写し）

※申請書提出日前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

- ⑥ 総合評定値通知書（申請日前1年7ヶ月以内の決算日を審査基準として受審したもので、最新のものの写しを添付すること。）

※鮮明なものを添付すること。

（経営事項審査は毎年受け、通知書の写しをその都度提出していただく必要があります。なお期限切れから提出されるまでの間、入札に参加できませんので注意してください。）

- ⑦ 専任技術者証明書【様式第八号】（写し）

※最新の専任技術者一覧表でも可とする。

- ⑧ 個人町県民税の特別徴収に係る書類
詳細は本要領5ページをご覧ください。

- ⑨ 社会保険等未加入対策に係る書類
詳細は本要領6ページをご覧ください。

- ⑩ 町税等の納付状況調査に係る書類
詳細は本要領7ページをご覧ください。

(2) 町外に本店を有する申請者

- ① 営業所一覧表（任意様式（各営業所の許可業種を必ず記載すること））
- ② 工事経歴書（任意様式）
- ③ 建設業許可証明書（写し）
- ④ 印鑑証明書（写し）

※申請書提出日前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

- ⑤ 使用印鑑届（指定様式又は任意様式）
- ⑥ 納税証明書（申請時点で未納税額がないことを証するもので写し可）
国税、都道府県税（本店の所在する税務署及び都道府県税務担当部署が発行するもの）

※申請書提出日前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

- ⑦ 登記事項証明書（履歴事項証明書）（法人のみ、写し）
- ⑧ 総合評価値通知書（申請日前1年7ヶ月以内の決算日を審査基準として受審したもので、最新のものの写しを添付すること。）
- ⑨ 専任技術者証明書【様式第八号】（写し）

※本社から権限の一部を受任している営業所等は、その営業所等の専任技術者証明書の写しを提出してください。

※最新の専任技術者一覧表でも可とする。

- ⑩ 委任状（原本）
入札・契約等に係る権限を支店・営業所等に委任する場合に提出すること。様式は指定様式又は任意様式とし、委任期間は委任を行う日から令和7年3月31日までとすること。

※委任先営業所の所在地、許可業種確認のため「建設業許可申請書別紙2（建設業法施行規則に定める様式第1号別紙2）」の写し（最新の状況のもの）を添付してください。

- ⑪ 個人町県民税の特別徴収に係る書類
詳細は本要領5ページをご覧ください。
- ⑫ 社会保険等未加入対策に係る書類
詳細は本要領6ページをご覧ください。
- ⑬ 町税及び納付状況調査に係る書類（伊方町に納付すべき町税等がある法人及び代表者のみ提出すること）
詳細は本要領7ページをご覧ください。

6. 審査結果通知

審査完了時に審査結果をメールにて通知します。なお、申請受理時、審査開始時及び差戻し時もメールにて通知します。

また、資格を有すると認めた者について有資格業者名簿に登録し、伊方町ホームページに掲載し公表します。

7. その他の注意事項

- (1) 不足資料等があった場合は、書類が完備するまで名簿登録ができませんので、連絡後速やかに提出してください。
- (2) 各証明書は、申請書提出日前3か月以内に発行されたものを提出してください。
- (3) データが大きくなる等ファイルを添付できない場合は、システムには資料を郵送する旨を入力したPDFファイルを添付し（本資料につきましては、別途郵送します。等）、別途、資料を郵送してください。その場合は、全てA4片面印刷で作成し、ホッチキス留めやインデックス等は行わないでください。
- (4) 申請に使用できる文字は「JIS 規格第1水準」及び「JIS 規格第2水準」のみとしております。

機種依存文字や旧字体等は使用せず、新字体等に置き換えて申請してください。

(例：崎→崎、高→高、徳→徳)

- (5) 申請後、申請書類等に変更が生じた場合は、システムにて変更申請を行ってください。
- (6) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設工事）の更新があった場合は、直ちにシステムにて提出してください。
- (7) 電子入札の登録を行っている事業者でIDカード変更（追加）通知書等の提出についても、システムの変更申請より行ってください。
- (8) 申請後、入札参加資格を取下げることが生じた場合は、申請願い申し込み取り消しの手続きをシステム上で行ってください。
- (9) 電子申請による受付は24時間行っておりますが、メンテナンス等により繋がらない場合があります。その場合は、時間をおいてから再度申請してください。

8. 「個人町県民税の特別徴収の実施」について

伊方町入札参加資格の要件として、個人町県民税の特別徴収の実施を、平成27・28年度 建設工事入札参加資格審査から適用しております。

このため、伊方町建設工事入札参加資格審査申請にあたり、次のとおり対応してください。

(ア) 伊方町に個人町県民税の納税義務を有する従業員がおり、個人町県民税の特別徴収を実施している事業所の場合

〔提出書類〕

令和4年度給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の写し（1頁のみを添付）

(イ) 伊方町に個人町県民税の納税義務を有する従業員がいない事業所の場合

〔提出書類〕

個人町県民税の特別徴収すべき従業員がいない旨の「個人町県民税特別徴収実施誓約書」

※個人町県民税の特別徴収についての問い合わせ先

伊方町町民課税務係 TEL0894-38-2650

9. 社会保険等（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）の未加入対策について

国及び愛媛県においては、社会保険等に加入し法定福利費を適切に負担する事業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険等（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）の未加入対策を行っています。

伊方町においても、建設工事における社会保険等の未加入の事業者からの申請は、受け付けを行わないこととしております。

※経営事項審査の「その他の審査項目」の該当箇所に「有」又は「除外」の表示がある場合は下記の該当する書類の提出は不要です。「無」の場合は以下の記載に従ってください。

(1) 雇用保険の加入に関する書類（下記のいずれかを提出してください。）

①雇用保険料納入証明書（写し）

②直近の労働保険概算・確定保険料申告書の控え及び保険料領収済通知書（写し）

③雇用保険適用事業所設置届の事業主控え（写し）

※労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、事務組合発行の保険料納入通知書（写し）を提出してください。

(2) 健康保険及び厚生年金保険の加入に関する書類（下記のいずれかを提出してください。）

①社会保険料納入証明書（写し）

②保険料納付領収証書（直前3か月以内のもの）（写し）

③健康保険・厚生年金保険新規適用届の事業主控え（写し）

※健康保険組合に加入している場合は、加入証明書又は健康保険の適用除外承認書など加入を証明する書類を提出してください。

10. 町税等の納付状況調査について

伊方町入札参加資格の要件として、伊方町に納付すべき町税等がある法人及び代表者については、以下の〔町税等〕の納付状況について、平成31・32年度建設工事入札参加資格審査から適用することとなりました。

このため、伊方町に町税等を納付している法人及び代表者は、「町税等納付状況調査同意書」を提出してください。

資格審査時点で、法人及び代表者に町税等の滞納がある場合は、入札参加資格を有しないものとします。（町税等の滞納が完納した時点で、入札参加資格を有します。）

〔町税等〕

- | | |
|-------------|-------------|
| ・町民税 | ・固定資産税 |
| ・軽自動車税 | ・国民健康保険税 |
| ・下水道使用料 | ・合併処理浄化槽使用料 |
| ・水道料 | ・介護保険料 |
| ・後期高齢者医療保険料 | ・保育料 |
| ・町営住宅使用料 | ・公営住宅使用料 |
| ・学校給食費徴収金 | ・奨学金 |

〔提出書類〕

町税等納付状況調査同意書

有資格区分コード

【建設業法施行規則別表（４）及び別表（５）に該当するもの】

	コード	資格区分
別表（４）	001	法第7条第2号イ該当
	002	法第7条第2号ロ該当
	003	法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
	004	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
建設業法	111	一級建設機械施工技士
	11A	一級 " (附則第4条該当)
	212	二級 " (第1種～第6種)
	21B	二級 " (第1種～第6種) (附則第4条該当)
	113	一級土木施工管理技士
	11C	一級土木施工管理技士 (附則第4条該当)
	214	二級 " (土木)
	21D	二級 " (土木) (附則第4条該当)
	215	" (鋼構造物塗装)
	216	" (薬液注入)
	21E	" (薬液注入) (附則第4条該当)
	120	一級建築施工管理技士
	12A	一級建築施工管理技士 (附則第4条該当)
	221	二級 " (建築)
	222	" (躯体)
	22B	" (躯体) (附則第4条該当)
	223	" (仕上げ)
	127	一級電気工事施工管理技士
	228	二級 "
	129	一級管工事施工管理技士
	230	二級 "
	131	一級電気通信工事施工管理技士
	232	二級 "
	133	一級造園施工管理技士
234	二級 "	
建築士法	137	一級建築士
	238	二級 "
	239	木造 "
技術士法	141	建設・総合技術監理（建設）
	14A	" (附則第4条該当)
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造物及びコンクリート」）
	14B	" (附則第4条該当)
	143	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）
	14C	" (附則第4条該当)
	144	電気電子・総合技術監理（電気電子）
	145	機械・総合技術監理（機械）
	146	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体力学」又は「熱工学」）
	147	上下水道・総合技術監理（上下水道）
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）
	149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）
	14D	" (附則第4条該当)
	150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）
151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	
15A	" (附則第4条該当)	
152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）	
153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）	
154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）	
電気工事士法 電気事業法	155	第一種電気工事士
	256	第二種 " 3年
	258	電気主任技術者（第1種～第3種） 5年
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者 5年
水道法	265	給水装置工事主任技術者 1年
消防法	168	甲種消防設備士
	169	乙種 "
職業能力開発促進法	171	建築大工（1級）
	271	"（2級） 3年
	164	型枠施工（1級）
	264	"（2級） 3年
	16B	"（1級）（附則第4条該当）
	26B	"（2級）（附則第4条該当） 3年
	172	左官（1級）
	272	"（2級） 3年
	157	とび・とび工（1級）
	257	"（2級） 3年
	15B	"（1級）（附則第4条該当）
25B	"（2級）（附則第4条該当） 3年	

173	コンクリート圧送施工 (1級)	
273	" (2級)	3年
17A	" (1級)	(附則第4条該当)
27A	" (2級)	(附則第4条該当) 3年
166	ウェルポイント施工 (1級)	
266	" (2級)	3年
16C	" (1級)	(附則第4条該当)
26C	" (2級)	(附則第4条該当) 3年
174	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管 (1級)	
274	" (2級)	3年
175	給排水衛生設備配管 (1級)	
275	" (2級)	3年
176	配管・配管工 (1級)	
276	" (2級)	3年
170	建築板金「ダクト板金作業」 (1級)	
270	" (2級)	3年
177	タイル張り・タイル張り工 (1級)	
277	" (2級)	3年
178	築炉・築炉工 (1級)・れんが積み	
278	" (2級)	3年
179	ブロック建築・ブロック建築工 (1級)・コンクリート積みブロック施工	
279	" (2級)	3年
180	石工・石材施工・石積み (1級)	
280	" (2級)	3年
181	鉄工・製罐 (1級)	
281	" (2級)	3年
182	鉄筋組立て・鉄筋施工 (1級)	
282	" (2級)	3年
183	工場板金 (1級)	
283	" (2級)	3年
184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」 (1級)	
284	" (2級)	3年
185	板金・板金工・打出し板金 (1級)	
285	" (2級)	3年
186	かわらぶき・スレート施工 (1級)	
286	" (2級)	3年
187	ガラス施工 (1級)	
287	" (2級)	3年
188	塗装・木工塗装・木工塗装工 (1級)	
288	" (2級)	3年
189	建築塗装・建築塗装工 (1級)	
289	" (2級)	3年
190	金属塗装・金属塗装工 (1級)	
290	" (2級)	3年
191	噴霧塗装 (1級)	
291	" (2級)	3年
167	路面標示施工	
192	畳製作・畳工 (1級)	
292	" (2級)	3年
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工 (1級)	
293	" (2級)	3年
194	熱絶縁施工 (1級)	
294	" (2級)	3年
195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工 (1級)	
295	" (2級)	3年
196	造園 (1級)	
296	" (2級)	3年
197	防水施工 (1級)	
297	" (2級)	3年
198	さく井 (1級)	
298	" (2級)	3年
061	地すべり防止工事	1年
06A	" (附則第4条該当)	1年
40	基礎ぐい工事	
062	建築設備士	1年
063	計装	1年
060	解体工事	
064	基幹技能者	
099	その他	

備考

資格区分の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数である。

別表（５）

301	土木工事業について1級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
302	建築工事業 "
303	大工工事業 "
304	左官工事業 "
305	とび・土工事業 "
306	石工事業 "
307	屋根工事業 "
308	電気工事業 "
309	管工事業 "
310	タイル・れんが・ブロック工事業 "
311	鋼構造物工事業 "
312	鉄筋工事業 "
313	ほ装工事業 "
314	しゅんせつ工事業 "
315	板金工事業 "
316	ガラス工事業 "
317	塗装工事業 "
318	防水工事業 "
319	内装仕上工事業 "
320	機械器具設置工事業 "
321	熱絶縁工事業 "
322	電気通信工事業 "
323	造園工事業 "
324	さく井工事業 "
325	建具工事業 "
326	水道施設工事業 "
327	消防施設工事業 "
328	清掃施設工事業 "
329	解体工事業 "
401	土木工事業について2級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
402	建築工事業 "
403	大工工事業 "
404	左官工事業 "
405	とび・土工事業 "
406	石工事業 "
407	屋根工事業 "
408	電気工事業 "
409	管工事業 "
410	タイル・れんが・ブロック工事業 "
411	鋼構造物工事業 "
412	鉄筋工事業 "
413	ほ装工事業 "
414	しゅんせつ工事業 "
415	板金工事業 "
416	ガラス工事業 "
417	塗装工事業 "
418	防水工事業 "
419	内装仕上工事業 "
420	機械器具設置工事業 "
421	熱絶縁工事業 "
422	電気通信工事業 "
423	造園工事業 "
424	さく井工事業 "
425	建具工事業 "
426	水道施設工事業 "
427	消防施設工事業 "
428	清掃施設工事業 "
429	解体工事業 "

501	土木工事業についてその他の技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
502	建築工事業 "
503	大工工事業 "
504	左官工事業 "
505	とび・土工事業 "
506	石工事業 "
507	屋根工事業 "
508	電気工事業 "
509	管工事業 "
510	タイル・れんが・ブロック工事業 "
511	鋼構造物工事業 "
512	鉄筋工事業 "
513	ほ装工事業 "
514	しゆんせつ工事業 "
515	板金工事業 "
516	ガラス工事業 "
517	塗装工事業 "
518	防水工事業 "
519	内装仕上工事業 "
520	機械器具設置工事業 "
521	熱絶縁工事業 "
522	電気通信工事業 "
523	造園工事業 "
524	さく井工事業 "
525	建具工事業 "
526	水道施設工事業 "
527	消防施設工事業 "
528	清掃施設工事業 "
529	解体工事業 "
601	登録基幹技能者講習を修了した者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当

備考

1 級技術者

法第15条第2号イに該当する者

2 級技術者

法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であつて1級技術者及び登録基幹技能者講習を修了した者以外の者

その他の技術者

法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で1級技術者、登録基幹技能者講習を修了した者及び2級技術者以外の者

登録基幹技能者講習を修了した者

第18条の3第2項第2号の登録を受けた講習を終了した者で1級技術者以外の者